

平成 30 年 2 月 13 日

関係各位

一般財団法人浜松公園緑地協会

公園施設売店等出店募集のご案内

拝啓、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公園利用者の利便性向上のために、さくらまつり（お花見）期間中において売店等の出店者の募集を行います。出店を希望される方は、本案内と募集要項、公園施設平面図を確認の上、「公園施設売店等出店計画書」を記載し、必要書類を添付して、期日までにご提出くださいますようお願い致します。

1. 対象公園 浜松城公園
2. 販売内容 さくらまつり（お花見）期間中における食品、飲料等の販売
3. 出店場所 別紙 平面図参照
※こちらで指定する場所で設置していただきます。
4. 出店期間 平成 30 年 3 月 25 日（日） ～ 4 月 8 日（日）までの間
※さくら開花状況により期間が延長される場合があります
5. 出店時間 10 時 00 分 ～ 17 時 00 分までの間
6. 提出書類 (1) 公園施設売店等出店計画書（様式 1）
(2) 売店等出店における遵守事項の署名（様式 2）
(3) 営業許可証の写し
(4) 出店の形式及び面積がわかる図面
(5) 過去 2 カ年の業務実績を示す書類
(6) 過去 2 カ年の納税証明書
7. 提出期日 平成 30 年 2 月 22 日（木）～ 3 月 9 日（金） 17 時まで
8. 提出方法 提出期日までに電話連絡後、直接持参してください。
9. 提出先 〒433-8122 浜松市中区上島三丁目 27 番 12 号
一般財団法人浜松公園緑地協会 管理課（担当：中村）
TEL 053-411-6687 FAX 053-411-0888
10. 審査結果 平成 29 年 3 月 13 日（火）までに全ての応募者に通知します。
*出店前に現地で立ち合いをお願いします

***出店については、期間中全日出店可能者を優先します**

***販売手数料は、総売り上げの 10%以上の提案でお願いします。**

さくらまつり売店等出店募集要項

1. 出店資格

出店資格については、次のすべてに該当する者のみとします。

- (1) 浜松市内の個人又は法人団体である者。
- (2) 過去2カ年において納税義務を怠っていない者。
- (3) 過去2カ年において営業停止等の処分を受けていない者。
- (4) 出店する同等の公園施設にて、浜松市又はそれらに準ずる組織の主催イベント等に出店したことがある者。
- (5) 浜松市都市公園条例第3条4(1)(2)に該当しない者。

第3条4(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき

- (6) 公園利用者の利便性を図るために、販売内容について本協会に協力できる者。

2. 販売手数料

- (1) 販売手数料は、総売り上げの10%以上
- (2) 販売手数料は出店期間終了後、売上明細書を添付の上、速やかに本協会窓口を支払うこと

3. 売店等出店における遵守事項

- (1) 売店出店期間終了後は、速やかに出店者の負担で原状回復をすること。
- (2) 出店場所並びに周辺の美化に努めること。
- (3) 必要以上の営利目的となる広告物等の設置を行わないこと。
- (4) 保健所の許可が必要な商品を販売する場合は、事前に出店者の責任で申請し、その許可書の写しを提出すること。
- (5) 食品販売の場合は、食品衛生法等の規定並びに基準を守り、適正に販売すること。
- (6) 飲食販売の場合は、ごみ袋等を周辺に設置しすべて持ち帰りをすること。
- (7) 火気を使用する場合は、周辺の安全対策と火災防止に努めること。
- (8) 販売する商品等は適正な表示を行い、価格を明示すること。
- (9) 計画書記載以外の商品等を販売しないこと。
- (10) ガス、電気、水道水等は出店者で用意すること。
- (11) 危険物等を持ち込まないこと。
- (12) 搬入及び搬出時は、公園利用者の安全を第一に考えること。
- (13) 出店並びに販売内容等にクレーム等があった場合、また事故等が発生した場合は、速やかに本協会に連絡し指示を仰ぐとともに事後処理にあたること。
- (14) 他の施設、設備等を損傷し又は損害をあたえないこと。
- (15) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

4. 出店者選定方法等

申請書類を本協会内で審査し選定します。また、選定結果の公表等はしません。

5. 許可の取消

許可書発行後及び出店中に次の各号のいずれかに該当した場合は出店の許可を取り消させていただきます。

- (1) 提出書類に偽りがあった場合
- (2) 遵守事項を守れなかった場合
- (3) 出店中に営業停止処分等をうけた場合
- (4) その他本協会が必要と認めた場合

6. 損害賠償

出店者は、公園施設等をはじめ公園利用者等第三者への損害を与えたときは賠償の責任を負うこととします。本協会は一切責任を負いません。

7. その他

- (1) 審査結果後、選定された者は、本協会と契約を結んでいただきます。契約締結後、出店許可証を交付いたします。
- (2) 出店者は、本協会担当者と十分に調整したうえで出店してください。
- (3) 申請書提出後、販売内容の追加及び変更は原則として認めません。また、提出書類等は審査等が終了しても返却いたしません。
- (4) 提出書類等の複製をする場合があります。また、これらの情報を公開する場合があります。